



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー グ ラ ン ド  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 江 口 久  
(コード番号：3294 東証第二部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 白 惣 考 史  
(TEL. 03-3518-9779)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しております。導入等に伴う議案を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 28 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、当社の中長期の業績との連動性を高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした制度です。

なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、係る報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、対象取締役の報酬等の額は、平成 27 年 6 月 25 日開催の第 26 期定時株主総会において、年額 240,000 千円以内、また別枠として同株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額 20,000 千円以内とご承認をいただいております。本株主総会では、現行の株式報酬型ストック・オプション報酬に代え、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 60,000 千円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間として想定している 3 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する場合を想定しているため、実質的には 1 事業年度につき 20,000 千円以内での支給に相当すると考えております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 100,000 株以内（※）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報

酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。なお、対象取締役に付与された株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がみずほ証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

(※) ただし、当社が普通株式について、本株主総会の決議の日以降を効力発生日とする株式分割・株式併合等を行う場合には、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、発行又は処分される当社の普通株式の総数を調整するものといたします。

以 上